

第1回 総会議事録

1 開催の日時 令和2年7月31日（月）午後1時30分～午後3時30分

2 開催の場所 島根県市町村振興センター 6階 大会議室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

- 議 第 1号 松江市農業委員会会長の選任について
- 議 第 2号 松江市農業委員会副会長の選任について
- 議 第 3号 議席の決定について
- 議 第 4号 松江市農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 議 第 5号 運営委員会委員の選出について
- 議 第 6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議 第 7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議 第 8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議 第 9号 非農地確認について
- 議 第10号 松江市農用地利用集積計画の決定について
- 議 第11号 松江市農用地利用集積計画の訂正について
- 議 第12号 共有者不明農用地等について

報告第 1号 会長専決処分の報告

報告第 2号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員（19名） 欠席委員（0名）

- | | | |
|--------------|---------------|---------------|
| 1番 石倉 由美子（出） | 2番 足立 裕子（出） | 3番 勝田 達雄（出） |
| 4番 宮廻 彰夫（出） | 5番 渡部 文明（出） | 6番 吉岡 幸雄（出） |
| 7番 角田 正紀（出） | 8番 古藤 一郎（出） | 9番 岸本 定朝（出） |
| 10番 角 智則（出） | 11番 青砥 芳美（出） | 12番 磯部 美津子（出） |
| 13番 吉岡 雅裕（出） | 14番 松本 喜次（出） | 15番 永江 りえ（出） |
| 16番 矢野 秀行（出） | 17番 富士本 数彦（出） | 18番 高橋 裕典（出） |
| 19番 三島 進（出） | | |

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	大谷 敦夫	農地係主事	伊藤 謙
農地係長	野津 慎一	農地係主事	山田 真之
農地係主幹	森田 稔		
農地係副主任	高尾 祥和		

6 会議内容

事務局 長

只今から、第1回松江市農業委員会総会を開会いたします。私は、農業委員会事務局長の 大谷と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。会議の進行につきましては、松江市農業委員会会議規則に準じて進行させていただきます。議席でございますが、先ほど抽選をしていただき、仮議席としてご着席いただいております。そういたしますと、総会の次第に従って始めさせていただきます。はじめに、本総会の招集権者であります松江市長からご挨拶を申し上げます。

市長

(挨拶)

事務局 長

続きまして、大変お忙しい中、ご臨席を賜りましたご来賓の方から、ご祝辞を賜りたいと存じます。松江市議会議長 様よろしく申し上げます。

市議会 議長

(祝辞)

事務局 長

ありがとうございました。本日は、ご来賓の方々にお越しいただいております。皆様方それぞれからご祝辞を賜るのが本意ではございますが、時間の関係もございまして、ご紹介のみにさせていただきます。それでは、ご紹介申し上げます。ただいまご祝辞を賜りました松江市議会議長 森脇幸好様、松江市議会経済委員会 委員長長谷川修二様、島根県農業共済組合 組合長理事 浅野俊雄様、一般社団法人島根県農業会議 事務局長 和久利由美様、松江市土地改良区理事長 加藤滋夫様。以上の皆様でございます。また、市から産業経済部 山根部長に同席いただいております。以上でご紹介を終わります。なお、ご来賓の皆様と市長、山根部長には、この後の予定がございまして、ここでご退席をされます。本日は、ご多用のところご臨席を賜り、大変ありがとうございました。

これより、議事に入ります。会長が決定するまでの間、臨時議長を選出し議事運営をお願いする必要がありますが、地方自治法第107条の規定を準用し、年長の委員が臨時に議長の職務を行うこととし、8番委員をお願いしてはいかがでしょうか。

出席 委員

(異議なしの声)

事務局 長

異議なしということですので、それでは、8番委員をお願いしたいと思います。

臨時 議長

会長が選任されるまでの間、臨時議長の職務を行います。皆様方のご協力をお願いいたします。

(8番委員)

それでは議事に入ります。本総会に出席された委員数を確認いたします。在任委員19人のうち出席委員は19人です。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。本日の、議事録署名委員については、1番委員、2番委員をお願いいたします。次に、書記は事務局の森田主幹と高尾副主任をお願いいたします。なお、総会において発言される委員は、挙手を行い、私が許可したのち、起立をされマイクを使用のうえ議席番号を述べてから発言をお願いします。

議第1号「松江市農業委員会 会長の選任について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

農業委員会委員名簿は2ページのとおりです。「農業委員会等に関する法律」第5条に基づき、会長の選任を求めるものでございます。なお、同条第2項に、会長は、委員が互選した者をもって充てるとあります。

臨時 議長

互選につきましては、投票による方法と、指名推選により決定する方法がありますが、どちらの方法が良いか、意見を求めます。

17番委員

私は、投票による方法がいいと思います。

臨時議長	<p>ただいま、投票による方法との発言がありましたので、それでは、会長の互選方法は投票により行います。これより「会長の選挙」を行います。現在の出席委員数は19人です。事務局担当者は投票用紙を配付してください。</p> <p>ここで、開票立会人3名を定めたいと思いますが、指名についてお諮りします。臨時議長のほうで指名してよろしいですか。</p>
出席委員	(異議なしの声)
臨時議長	<p>異議がないようですので、3番委員、4番委員、5番委員にお願いします。投票用紙の配付漏れはありませんか。</p>
出席委員	(なしの声)
臨時議長	<p>配付漏れなしと認めます。事務局担当者に投票箱を改めさせます。異常なしと認めます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載して、1番委員から順次投票してください。投票漏れはありませんか。</p>
出席委員	(なしの声)
臨時議長	<p>投票漏れなしと認めます。投票箱を閉鎖します。開票を行います。開票立会人の方、立ち合いをお願いします。</p> <p>選挙の結果を報告いたします。投票総数19票であります。総投票中、三島委員18票、白票1票、計19票。</p> <p>以上の結果、三島進委員が会長に決定しました。</p> <p>それでは、会長に当選されました 三島進委員、挨拶をお願いします。</p>
19番委員	(就任のあいさつ)
臨時議長	<p>それでは新会長が決まりましたので、議長を交替させていただきます。議事進行にご協力いただき、ありがとうございます。</p>
議長 (三島会長)	<p>農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により、議長の職務を行います。議第2号「松江市農業委員会副会長の選任について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会等に関する法律第5条第5項に基づき、副会長の選任を求めるものでございます。条文では「会長が欠けたとき、又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」とされております。この、会長の職務を代理する者として、副会長を選任するものです。</p>
議長	<p>副会長の互選につきましては、投票による方法と、指名推選により決定する方法がありますが、どちらの方法が良いか、意見を求めます。</p>
3番委員	<p>私は、投票による方法がいいと思います。</p>
議長	<p>ただいま、投票による方法との発言がありましたので、それでは、副会長の互選方法は投票により行います。</p> <p>これより「副会長の選挙」を行います。現在の出席委員数は19人です。事務局担当者は投票用紙を配付してください。</p> <p>開票立会人3名を定めたいと思いますが、先ほどの3名の方を引き続き指名してよろしいですか。</p>
出席委員	(異議なしの声)
議長	<p>異議がないようですので、3番委員、4番委員、5番委員、引き続きお願いします。投票用紙の配付漏れはありませんか。</p>
出席委員	(なしの声)

議	長	配付漏れなしと認めます。事務局担当者に投票箱を改めさせます。 異常なしと認めます。 投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載して、1番委員さんから順次投票してください。 投票漏れはありませんか。
出 議	席 委 員 長	(なしの声) 投票漏れなしと認めます。投票箱を閉鎖します。開票を行います。開票立会人の方、立ち合いをお願いします。 選挙の結果を報告いたします。 投票総数19票であります。総投票中、岸本委員16票、石倉委員1票、青砥委員1票、白票1票、計19票。 以上の結果、岸本定朝委員が副会長に決定しました。 それでは、副会長に当選されました岸本定朝委員、ご挨拶をお願いします。
9 議	番 委 員 長	(就任のあいさつ) ありがとうございました。 続いて、議第3号「議席の決定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		松江市農業委員会会議規則第5条により議席は、任命の後最初に行われる総会の初めにくじで定め各議席に番号をつけるとされております。現在の議席表を、只今からお配りします。
議	長	議席の決定についてお諮りします。配付しました議席表をそのまま本議席として決定することについて、ご異議ありませんか。
出 議	席 委 員 長	(異議なしの声) 異議なしと認め、本議席を決定します。 議第4号「松江市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		それでは6ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律第17条第1項において、農業委員会は農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないこととなっております。当該推進委員については、5月の選考委員会で決定した6ページ記載の名簿のとおりです。ご審議をお願いいたします。
議	長	それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
出 議	席 委 員 長	(なしの声) ないようでございますので、採決いたします。議第4号は原案の名簿のとおり委嘱することにご異議ありませんか。
出 議	席 委 員 長	(異議なしの声) ご異議なしということですので、議第4号は原案の名簿のとおり委嘱することに決定いたします。 つづいて議第5号「運営委員会委員の選出について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		松江市農業委員会規程第10条に基づき、6人の運営委員会委員の選出が必要となります。ついては、会長、副会長以外の残り4人の選出をお願いいたします。
議	長	会長、副会長以外の運営委員4人の選出方法について、皆様からの意見を求めます。

2 番 委 員	先般、臨時運営委員会が開かれ、協議されていますので、そこで選ばれた運営委員候補の方が、ふさわしいと思います。
議 事 議 出 席 委 員 長	事務局は、運営委員候補者の方を報告してください。 高橋裕典委員、吉岡幸雄委員、青砥芳美委員、宮廻彰夫委員でございます。 お諮りいたします。この方たちを運営委員に選出することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
運 営 委 員 長	異議なしと認めます。それでは、運営委員になられた方は前に出ていただき、一人ずつ自己紹介をお願いします。 (一人ずつ自己紹介)
運 営 委 員 長	ありがとうございました。 つづいて議第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、議第6号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明します。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は10件29筆で、使用貸借権設定案件が1件、所有権移転案件が7件、共有持分の移転が2件です。 それでは、11番の案件についてご説明いたします。申請は、古志町の田10筆と畑4筆を使用貸借にて経営移譲されるものです。貸出人はご覧のとおりです。貸出理由は、農業者年金受給のため経営移譲をするものです。借受人はご覧のとおりです。借受理由は、後継者として経営譲受するものです。受け人の世帯は、田植機、トラクター、コンバイン、乾燥機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 つづいて、12番の案件についてご説明いたします。申請は、上佐陀町の田2筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、譲渡し人からの要望によるものです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機等の農業用機械を所有されております。取得後は、そばを栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。なお、譲受人は新規就農者であるため、耕作面積がゼロになっており、申請の際に営農計画書が提出されております。 つづいて、13番の案件についてご説明いたします。申請は、上佐陀町の田2筆及び坂本町の畑2筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人は、ご覧のとおりです。番号12番と同一人物です。譲受理由は、譲渡し人からの要望によるものです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 つづいて、14番の案件についてご説明いたします。申請は、西尾町の畑1筆を売買されるものです。譲渡し人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅に近く耕作に便利なためです。受け人の世帯は、トラクター等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

事務局

つづいて、15番の案件についてご説明いたします。申請は、乃白町の田1筆を贈与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲受人はご覧のとおりです。譲渡理由、譲受理由は、ともに家庭の事情によるものです。受け人の世帯は、トラクター、コンバイン、管理機、田植機、乾燥機、運搬車等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稲と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。つづいて、16番の案件についてご説明いたします。申請は、乃白町の現況畑の田1筆を贈与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲受人はご覧のとおりです。譲渡理由、譲受理由は、ともに家庭の事情によるものです。受け人の世帯は、トラクター、コンバイン、管理機、田植機、乾燥機、運搬車等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、17番の案件についてご説明いたします。申請は、鹿島町佐陀宮内の現況畑の田1筆を共有持分移転されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣接する自作地と一体とした耕作が見込めるためです。受け人の世帯は、管理機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、18番の案件についてご説明いたします。申請は、八雲町西岩坂の田1筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅に近く耕作に便利のためです。受け人の世帯は、耕運機、田植機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稲を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、19番の案件についてご説明いたします。申請は、玉湯町林の畑1筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、家庭裁判所の許可に基づく相続財産の処分によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、耕運機、田植機、コンバイン、草刈機、運搬車等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

最後に、20番の案件についてご説明いたします。申請は、宍道町上来待の現況畑の田3筆を共有持分移転されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲受人はご覧のとおりです。譲渡理由、譲受理由はともに家庭の事情によるものです。受け人の世帯は、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜と果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長
11番委員
議長
出席委員
議長

それでは、旧委員会の現地調査班から報告をお願いします。
事務局からの説明にあった通り、いずれの案件も、許可相当であると判断しました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と旧委員会の現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、採決いたします。議第6号は 原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

出 席 委 員 議 長	(異議なしの声) ご異議なしということですので、議第6号は原案のとおり許可することに決めます。次に議第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは議題7号、今月の農地法第4条の許可申請について説明いたします。 始めに、4条4番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は東持田町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担もなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は個人住宅です。転用面積は69㎡、所要面積は説明資料の地図の斜線部分の宅地を含んだ549.47㎡です。事業計画ですが、申請地を整備し個人住宅1棟と倉庫1棟を建築するものですが、過去農業用倉庫が建っておりその敷地は自宅の敷地と一体として利用されており追認案件となることから始末書が提出されております。事業の詳細、資金計画につきましてはそれぞれご覧のとおりです。 次に、4条の5番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は宍道町上来待の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、墓地の移転です。転用面積は5㎡、所要面積も同様の5㎡です。事業計画ですが、申請地を整地し、墓地を移転するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 以上上程いたしました、4条2件につきましては、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議 1 1 番 委 員 議 長	それでは、旧委員会の現地調査班から報告をお願いします。 事務局からの説明にあった通り、いずれの案件も、許可相当であると判断しました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と旧委員会の現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
出 席 委 員 議 長	(なしの声) ないようでございますので、採決いたします。議第7号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
出 席 委 員 議 長	(異議なしの声) ご異議なしということですので、議第7号は、原案のとおり許可することに決めます。次に、議第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは議題8号、今月の農地法第5条の許可申請について説明いたします。 始めに、5条の33番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は上東川津町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和C区域です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は217㎡、所要面積も同様の217㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を造成し、個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 次に、5条の34番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は邑生町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和C区域です。

農地区分は、10ha 以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は 2 2 8 m²、所要面積も同様の 2 2 8 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、個人住宅 1 棟を建築するものですが、当該地は農業用倉庫が建築されておりその倉庫用地の面積が 200 m²以上で許可がいますものですが許可申請がされておらず追認案件となることから始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条の 3 5 番について説明いたしますが本案件は 5 条 4 0 番と関連案件ですので併せて説明させていただきます。それでは、3 5 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町日吉の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、事務所兼倉庫です。許可該当条項は、農地法施行規則第 3 5 条第 5 号の既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに該当します。転用面積は 1 0 5 6 m²、所要面積は、説明資料の地図の斜線部分を含んだ 2 9 6 1 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を造成し、事務所兼倉庫 1 棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条の 4 0 番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町日吉の 1 筆です。都市計画区域区分、農地区分、土地利用計画との調整、転用目的、許可該当条項は 5 条の 3 5 番と同様です。転用面積は 1 7 4 4 m²、所要面積は、2 9 6 1 m²です。権利の種類は賃借権の設定です。事業計画ですが、申請地を造成し、事務所兼倉庫 1 棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条の 3 6 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町上来待の 2 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、墓地と管理用地です。転用面積は 5 4 . 4 0 m²、所要面積も同様の 5 4 . 4 0 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整地し、墓地とその管理用地とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条の 3 7 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町上来待の 2 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、墓地と管理用地です。転用面積は 5 6 . 6 9 m²、所要面積も同様の 5 6 . 6 9 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整地し、墓地とその管理用地とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条の 3 8 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町東来待の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他区域です。農地区分は、10ha 以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、宅地拡張です。転用面積は 2 3 3 m²、所要面積も同様の 2 3 3 m²です。

事務局 権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地に遊具施設と納屋を設置し、その他の場所を家庭菜園とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条の39番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東津田町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、駐車場敷地です。転用面積は25㎡、所要面積も同様の25㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備し駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条の41番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、分家住宅です。転用面積は321㎡、所要面積も同様の321㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を造成し分家住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条の42番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町佐々布の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他区域です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は459㎡、所要面積も同様の459㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を造成し個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上上程いたしました、5条10件につきましては、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、旧委員会の現地調査班から報告をお願いします。

11番委員長 事務局からの説明にあった通り、いずれの案件も、許可相当であると判断しました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と旧委員会の現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

出席委員長 (なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第8号のうち、番号35番および40番以外は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第8号のうち、番号35番および40番以外の案件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

出席委員長 (異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第8号のうち、番号35番および40番以外の案件については、原案のとおり許可することに決めます。

次に、議第8号のうち、番号35番および40番は、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる案件でございます。議第8号のうち、番号35番および40番は、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

出席委員長 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第8号のうち、番号35番および40番は、原
案のとおり許可相当であると確認することに決めます。次に、議第9号「非農地確認
について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議題9号、非農地確認についてご説明いたします。議案と『非農地確認
について』の説明資料を併せご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は4件
9筆です。

はじめに、番号2番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、西忌部町の
都市計画区域外・農用地区域内の田1筆と、同じく都市計画区域外・農用地区域外の
田3筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、
市道堂廻忌部開拓線から市道柳原3号線に入り、250メートル進んだ地点の農道を
道なりに30メートル進んだ地点の西忌部川西沿いに位置する一筆と、市道柳原8号
線から林道一崎柳原線に入り、道なりに約500メートル進んだ道路沿い西側に位置
する一筆と、同じく道路沿い東側に位置する一筆、及び道路から東に80メートル進
んだ地点に位置する一筆で、現在は雑木等が繁茂し、農地としての再生は困難な状況
です。現地確認した際の現地の状況ですが、6月15日に申請者の立ち合いの下、松
浦久義農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、平成10
年頃から労力不足により耕作放棄され、現在は雑木が繁茂し、周囲も山林化しており、
今後耕地としての再生は困難な状況です。

つづいて、番号3番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、八雲町熊野
の都市計画区域外、農用地区域内の畑2筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状
況についてご説明します。申請地は、主要地方道大東東出雲線を森脇バス停から南に
120メートル進んだ地点から東に50メートル進んだ地点の一筆と、市道森脇平原
線から市道恩部島村線に入り、道なりに約300メートル進んだ地点の西側に位置す
る一筆で、現在は雑木等が繁茂し、農地としての再生は困難な状況です。現地確認し
た際の現地の状況ですが、6月29日に申請派の立会いの下、前田和憲農地利用最適
化推進委員と事務局で現地調査を行いました。現地は、平成12年頃から耕作放棄さ
れ、現在は雑木等が繁茂し、周囲の山林と一体化しており、今後耕地としての再生は
困難な状況です。

つづいて、番号4番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、東出雲町下
意東の都市計画区域外、農用地区域内の畑1筆で、申請人はご覧のとおりです。土地
の状況についてご説明します。申請地は、野呂バス停前から野呂農道を北に120メ
ートル進んだ地点から西に30メートル進んだ地点に位置しており、現在は雑木等が
繁茂し、農地としての再生は困難な状況です。現地確認した際の現地の状況ですが、
7月9日に申請者の立会いの下、石倉道夫農地利用最適化推進委員と事務局で現地調
査を行いました。現地は、昭和55年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂して
おり、今後耕地としての再生は困難な状況です。

最後に、番号5番の案件についてご説明いたします。
土地の所在は、宍道町白石の都市計画区域内、農用地区域外の畑2筆で、申請人はご
覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道菅町・下倉線か
ら市道オケ市線に入り、道なりに90メートル進んだ地点から南に50メートル進ん
だ地点の一筆と、市道向原2号線から市道西代・篠原線に入った地点から西に60メ
ートル進んだ地点の一筆で、現在は竹や雑木等が繁茂し、農地としての再生は困難な
状況です。

事 務 局	現地確認した際の現地の状況ですが、7月9日に申請者の立会いの下、伊原伸一農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行いました。現地は平成元年頃から耕作放棄され、現在は竹や雑木等が繁茂しており、今後耕地としての再生は困難な状況です。
議 長	以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。
出 席 委 員 長	それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)
出 席 委 員 長	ないようでございますので、採決します。議第9号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。
出 席 委 員 長	(異議なしの声) ご異議なしということですので、議第9号は原案のとおり確認することに決めます。次に議第10号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは議第10号「松江市農用地利用集積計画の決定について」のご説明をいたします。 始めに農用地利用集積計画の所有権移転についてご説明いたします。所1は、竹矢地区、畑1筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、受け人からの要望により売りたいとのことで、買い手の方は、経営規模拡大のため買いたいとの要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。売買価格は1筆当たり50万円です。
議 長	つづいて農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。利1は本庄地区の更新案件です。利2は竹矢地区の更新案件です。利3は津田地区の新規案件です。利4は鹿島地区の更新案件です。利5から利10は東出雲地区の案件で、このうち利6から利10が新規の案件です。利11は宍道地区の新規案件です。利12から利15は八束地区の新規案件です。以上、今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田11, 455㎡、畑40, 036㎡、合計面積51, 491㎡となります。
出 席 委 員 長	つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。転1は生馬地区、機構転貸の新規案件です。転2は東出雲地区、機構転貸の新規案件です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田7, 582㎡、畑5, 952㎡、合計面積13, 534㎡となります。以上、ご審議のほどお願いします。
出 席 委 員 長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)
出 席 委 員 長	ないようでございますので、採決いたします。議第10号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
出 席 委 員 長	(異議なしの声) ご異議なしということですので、議第10号は原案のとおり決定することに決めます。次に議第11号「松江市農用地利用集積計画の訂正について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議第11号、「松江市農用地利用集積計画の訂正」についてご説明いたします。議案の33ページをご覧ください。

事務局 本議案は、令和2年6月総会でお諮りした案件の一部について、告示した内容を削除することについてご審議いただくものです。詳細についてご説明いたします。申請地はご覧のとおりです。申請地について、設定されていた相對契約の終期が近づいたため、貸し手と借り手双方に更新案内を送付したところ、借り手の方から完成した同意書が提出されたため、6月議案の「議第204号 松江市農用地利用集積計画の決定について」の利9としてお諮りし、許可をいただいたため、6月30日に「松江市告示第421号」にて告示を行い、翌7月1日から権利が発生いたしました。このことについて、貸し手及び借り手双方に対して、「利用集積計画の公告をした旨の通知」を送付したところ、貸し手の方から連絡があり、「自分は今回の更新について承知していない」とのことでした。これを受け、更新の同意書を提出した借り手に連絡を取ったところ、「長年借りている農地のため、貸し手と十分な話し合いがないまま、更新手続きを行った」との説明がありました。その後、貸し手・借り手双方でお話し合いいただいた結果、今回の契約更新は行わず、告示内容についても当該案件を削除したい旨、双方からご連絡があったため、本日ご審議をいただくものです。なお、同様の案件の再発防止策としまして、本案件の借り手に対し厳重に注意すること、加えて、事務局に書類が提出された際、副担当者と共にチェック体制を一層強化して内容を確認することとしております。以上、ご審議のほど、お願いいたします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

出席委員 議長 (なしの声)

出席委員 議長 ないようでございますので、採決いたします。議第11号は原案のとおり訂正することにご異議ありませんか。

出席委員 議長 (異議なしの声)

出席委員 議長 ご異議なしということですので、議第11号は原案のとおり訂正することに決めます。次に議第12号「共有者不明農用地等について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議題12号「共有者不明農用地等について」を説明いたします。

申出地は、今年度事業計画の基本計画が策定された大野地区の農地中間管理機構関連農地整備事業の事業対象予定地となっている大野地区の田2筆です。この農地について、共有持分を有する事実上の管理者から松江市に対して、当該農用地について貸付けしたい旨の申し出がありました。そもそも当基盤整備事業を実施した際の地元負担割合をゼロにするためには、当該農地の20年間以上の農地中間管理権取得が要件となりますが、当該農地の登記名義人が既に死亡しており、その後数代にわたって相続未登記であったため、すべての共有者の探索が困難であり、中間管理権取得が滞っている状況にありました。そこで、先述の共有者の申し出に基づき、農地中間管理権取得に係る要件を確認したところ、適正であると判断したため、農業経営基盤強化促進法第21条の2の規定に基づき、松江市で農用地利用集積計画案の作成を行うことについて、公益財団法人しまね農業振興公社に協議したところ、異議なしとの回答を受けました。これを受け、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく農用地利用集積計画を定めるために、同法第21の2の規定に基づき、松江市から農業委員会に対し、共有者不明農用地について不確知共有者の探索が要請されました。

その後、松江市からの要請を受け、農業経営基盤強化促進法第21条の2第2項による探索を農業委員会で行いましたが、当該農用地に関する過半以上の共有持分を有す

事 務 局 議 長 出 席 委 員 議 長 出 席 委 員 議 長 事 務 局 議 長	る者を確知できませんでした。 本案件は、こういった経緯から、過半以上の共有者を確知できない旨を告示するものです。告示は、市の掲示板に掲載するとともに、市のホームページにも掲載します。これらの農地の所有者等は、告示の日から起算して6ヶ月以内に申し出書及びその農地についての権限を証する書面を農業委員会事務局に提出していただきます。申し出された場合は、申し出られた農地の所有者等に改めて利用意向調査を実施することで農地の利用意向があった場合、当該農地の活用が可能になります。また、不確知共有者が、この告示があった日から起算して6か月以内に異議を述べなかった場合には、農業経営基盤強化促進法第21条の4の規定に基づき、農用地利用集積計画について同意をしたものとみなすものです。以上、ご審議のほど、お願いいたします。 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声) ないようでございますので、採決いたします。議第12号は原案のとおり告示することにご異議ありませんか。 (異議なしの声) ご異議なしということですので、議第12号は原案のとおり告示することに決めます。次に、報告に入ります。報告第1号「会長専決処分の報告」、報告第2号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。 (報告) 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。以上で議事を終了しましたので、第1回松江市農業委員会総会を閉会いたします。
--	---